

(公印・契印省略)

総政企第 54 号
令和 3 年 3 月 24 日

統計委員会委員長
北 村 行 伸 殿

総務大臣
武 田 良 太

諮問第 149 号
経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について（諮問）

標記について、総務大臣及び経済産業大臣から令和 3 年 3 月 5 日付け総統経第 11 号 20210225 統第 1 号「基幹統計調査の変更について（申請）」（別添 1）のとおり、総務大臣及び経済産業大臣から令和 3 年 3 月 5 日付け総統経第 12 号 20210225 統第 2 号「基幹統計調査の中止について（申請）」（別添 2）のとおり、それぞれ申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料 1 - 2 の別添 1】

【公印・契印（省略）】

総統経第 1 1 号

20210225統第1号

令和3年3月5日

総務大臣 殿

総務大臣

経済産業大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に係る書類を添えて、申請します。

記

経済構造実態調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	阿久津 文香 電話:03(5273)1165 e-mail:fakutsu@soumu.go.jp 澤井 未香 電話:03(3501)9945 e-mail:sawai-mika@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
経済構造実態調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的</p> <p>本調査は、<u>全ての産業</u>の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。</p>	<p>2 調査の目的</p> <p>本調査は、<u>製造業及びサービス産業</u>の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。</p>	<p>・ 諮問第 113 号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」（平成 30 年 8 月）を踏まえ、調査対象の範囲を全産業としたため、変更するもの</p>
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p><u>【産業横断調査】</u>（<input type="checkbox"/>個人 <input type="checkbox"/>世帯 <input type="checkbox"/>事業所 <input checked="" type="checkbox"/>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/>地方公共団体 <input type="checkbox"/>その他）</p> <p>日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の 8 割を達成する範囲に含まれる企業。</p> <p>ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。</p> <p>① 「大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類 79－その他の生活サービス業」（「小分類 792－家事サービス業」に限る。）</p> <p>② 「大分類 R－サービス業（他に分類されない</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p><u>【甲調査】</u></p> <p>日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の 8 割を達成する範囲に含まれる企業。</p> <p>ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。</p> <p>① 「大分類 A－農業、林業」</p> <p>② 「大分類 B－漁業」</p> <p>③ 「大分類 C－鉱業、採石業、砂利採取業」</p> <p>④ 「大分類 D－建設業」</p> <p>⑤ 「大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類 79－その他の生活サービス業」（「小分類 792－家事サービス業」に限る。）</p> <p>⑥ 「大分類 R－サービス業（他に分類されない</p>	<p>・ 調査対象の範囲を全産業としたことに伴う変更</p> <p>・ 調査対象の範囲を全産業としたことに伴う変更</p> <p>・ 形式的な修正</p> <p>・ 形式的な修正</p>

<p>もの)」のうち、「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」及び「中分類 96－外国公務」</p> <p>③ 「大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）」</p> <p><u>(廃止)</u></p>	<p>もの)」のうち、「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」及び「中分類 96－外国公務」</p> <p>⑦ 「大分類 S－公務」</p> <p>【乙調査】</p> <p><u>ア 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する企業</u></p> <p>① 「小分類 411－映像情報制作・配給業」</p> <p>② 「小分類 412－音声情報制作業」</p> <p>③ 「小分類 413－新聞業」</p> <p>④ 「小分類 414－出版業」</p> <p>⑤ 「小分類 416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」</p> <p>⑥ 「小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業」</p> <p><u>イ 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所</u></p> <p>① 「小分類 391－ソフトウェア業」</p> <p>② 「小分類 392－情報処理・提供サービス業」</p> <p>③ 「小分類 401－インターネット附随サービス業」</p> <p>④ 「小分類 701－各種物品賃貸業」</p> <p>⑤ 「小分類 702－産業用機械器具賃貸業」</p> <p>⑥ 「小分類 703－事務用機械器具賃貸業」</p> <p>⑦ 「小分類 704－自動車賃貸業」</p> <p>⑧ 「小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業」</p> <p>⑨ 「小分類 709－その他の物品賃貸業」</p> <p>⑩ 「小分類 726－デザイン業」</p> <p>⑪ 「小分類 731－広告業」</p> <p>⑫ 「小分類 743－機械設計業」</p>	<p>・形式的な修正</p> <p>・諮問第 113 号の答申を踏まえ、乙調査を廃止したため、削除するもの</p>
--	--	---

<p><u>【製造業事業所調査】</u> (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)</p> <p><u>日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所(国及び地方公共団体に属する事業所を除く)のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。</u></p>	<p><u>⑬ 「小分類 745－計量証明業」</u></p> <p><u>⑭ 「小分類 796－冠婚葬祭業」</u></p> <p><u>⑮ 「小分類 801－映画館」</u></p> <p><u>⑯ 「小分類 802－興行場(別掲を除く)、興行団」</u></p> <p><u>⑰ 「小分類 804－スポーツ施設提供業」</u></p> <p><u>⑱ 「小分類 805－公園、遊園地」</u></p> <p><u>⑲ 「小分類 823－学習塾」</u></p> <p><u>⑳ 「小分類 824－教養・技能教授業」</u></p> <p><u>㉑ 「小分類 901－機械修理業(電気機械器具を除く)」</u></p> <p><u>㉒ 「小分類 902－電気機械器具修理業」</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月)を踏まえ、工業統計調査を包摂し、製造業事業所調査を新設したため、変更するもの</p>
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p><u>【産業横断調査】</u></p> <p><u>約27万企業</u></p> <p><u>(廃止)</u></p> <p><u>【製造業事業所調査】</u></p> <p><u>約12万2千事業所</u></p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 数</p> <p><u>【甲調査】</u></p> <p><u>約20万企業</u></p> <p><u>【乙調査】</u></p> <p><u>ア 約4千企業(母集団数:約1万企業)</u></p> <p><u>イ 約4万8千事業所(母集団数:約28万事業所)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・調査対象の範囲を全産業としたことに伴う母集団の大きさの変更</p> <p>・乙調査廃止に伴う変更</p> <p>・製造業事業所調査新設に伴う変更</p>

<p>(2) 報告者の選定方法</p> <p><u>【産業横断調査】</u> (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p><u>(廃止)</u></p> <p><u>【製造業事業所調査】</u> (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者</u></p>	<p>(2) 選定の方法</p> <p><u>【甲調査】</u> (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p><u>【乙調査】</u> (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>母集団名簿：経済センサス-活動調査</p> <p><u>詳細は、別添1「乙調査に係る標本設計」を参照</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>報告者となる企業又は事業所の管理責任者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の範囲を全産業としたことに伴う変更 ・乙調査廃止に伴う変更 ・製造業事業所調査新設に伴う変更 ・乙調査廃止及び製造業事業所調査新設に伴う変更
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添1の「調査票」を参照)</p> <p><u>【産業横断調査】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 名称、所在地及び法人番号 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ⑤ 売上(収入)金額 * 	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添2の「調査票」を参照)</p> <p><u>【甲調査】</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 名称及び所在地 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ⑤ 売上(収入)金額及び年間商品販売額 * 	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的な修正 ・調査対象の範囲を全産業としたことに伴う変更 ・調査事項の明確化 ・調査票レイアウト変更による項目

<p>⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *</p> <p>⑦ 企業全体の主な事業の内容</p> <p>⑧ <u>事業活動、生産物の種類</u></p> <p>⑨ <u>事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑩ <u>年間商品販売額及び商品売上原価</u> *</p> <p>⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎</p> <p>⑫ 事業区分別の費用割合 *</p> <p>⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額(詳細は別添2を参照) *</p> <p>(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</p> <p>⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地</p> <p>⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑯ <u>企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数</u></p> <p>⑰ 企業傘下の事業所の売上(収入)金額 *</p> <p>⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *</p>	<p>⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *</p> <p>⑦ 企業全体の主な事業の内容</p> <p>⑧ <u>事業活動の内容</u></p> <p>⑨ <u>事業活動別の売上（収入）金額</u> *</p> <p>⑩ <u>電子商取引の有無及び割合</u></p> <p>⑪ 年初及び年末商品手持額</p> <p>⑫ <u>年間商品仕入額</u> *</p> <p>⑬ 事業区分別の費用割合 *</p> <p>⑭ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額(詳細は別添3を参照) *</p> <p>(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</p> <p>⑮ 企業傘下の事業所の名称及び所在地</p> <p>⑯ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑰ 企業傘下の事業所の売上高 *</p> <p>⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *</p> <p>⑲ <u>企業傘下の事業所の売場面積</u></p> <p>⑳ <u>企業傘下の事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合</u> *</p>	<p>順の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年経済センサス-活動調査での取扱いに合わせた変更 ・令和3年経済センサス-活動調査での取扱いに合わせた変更 ・諮問第113号の答申を踏まえ、廃止、削除するもの ・令和3年経済センサス-活動調査での取扱いに合わせるため、追加変更するもの ・形式的な修正 ・令和3年経済センサス-活動調査での取扱いに合わせるため、廃止、削除するもの ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・事業所母集団情報の整備等のため、追加変更するもの ・形式的な修正 ・報告者負担軽減のため、廃止、削除するもの ・報告者負担軽減のため、廃止、削除するもの
---	--	---

<p>⑱ 企業傘下の新設事業所の開設時期</p> <p>ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるととする。</p> <p>また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業，林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、<u>製造業事業所調査の対象となる事業所を除き</u>、報告を求めるとする。</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。 ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。 ・事業区分別の費用割合は、集計の過程で、費用の項 	<p>ただし、⑪及び⑫については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑱、⑲及び⑳については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるととする。</p> <p>また、⑬及び⑭については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳については、「大分類E－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求めるとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所母集団情報の整備等のため、追加変更するもの ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・形式的な修正 ・調査対象の範囲を全産業としたことに伴う変更 ・形式的な修正 ・製造業事業所調査新設に伴う変更 ・形式的な修正 ・製造業事業所調査新設に伴う変更
--	--	--

<p>目別金額のウェイト付けの情報として用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>・<u>企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。</u></p> <p><u>(廃止)</u></p>	<p>【乙調査】</p> <p><u>ア 企業票</u></p> <p><u>以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び従業者数に応じて必要な事項</u></p> <p>① <u>企業名及び所在地</u></p> <p>② <u>経営組織及び資本金額又は出資金額</u></p> <p>③ <u>事業の形態</u></p> <p>④ <u>会社系統</u></p> <p>⑤ <u>年間売上高 *</u></p> <p>⑥ <u>年間営業用固定資産取得額 *</u></p> <p>⑦ <u>会員数 *</u></p> <p>⑧ <u>加盟店数</u></p> <p>⑨ <u>従業者数</u></p> <p><u>イ 事業所票</u></p> <p><u>以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項</u></p> <p>① <u>事業所名及び所在地</u></p> <p>② <u>本社の所在地</u></p> <p>③ <u>経営組織及び資本金額又は出資金額</u></p> <p>④ <u>本支社別</u></p> <p>⑤ <u>事業の形態</u></p> <p>⑥ <u>年間売上高 *</u></p> <p>⑦ <u>年間契約高及び契約件数 *</u></p> <p>⑧ <u>年間営業用固定資産取得額 *</u></p>	<p>・ 調査事項の追加変更に伴う追加記載</p> <p>・ 乙調査廃止に伴う変更</p>
--	---	---

<p>【製造業事業所調査】</p> <p>① 事業所の名称、所在地及び法人番号</p> <p>② 経営組織</p> <p>③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）</p> <p>④ 従業者数</p> <p>⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別</p> <p>⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *</p> <p>⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *</p> <p>⑧ 有形固定資産 *</p> <p>⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎</p> <p>⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）</p> <p>⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *</p> <p>⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *</p> <p>⑬ 主要原材料名</p> <p>⑭ 工業用地及び工業用水</p> <p>⑮ 作業工程</p> <p>ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。</p> <p>[集計しない事項の有無] 無<input type="checkbox"/> 有<input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>⑨ 入場者数 *</p> <p>⑩ 受講生数 *</p> <p>⑪ 施設</p> <p>⑫ 従業者数</p> <p>(新設)</p>	<p>・製造業事業所調査新設に伴う変更</p>
---	---	-------------------------

<p>・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。</p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。</p>	<p>・製造業事業所調査新設に伴い、在庫額等を調査するため、変更するもの</p>
<p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法</p> <p><調査実施事業者へ委託する主な業務内容> <u>報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法 (2) 調査方法（<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p><調査実施事業者へ委託する主な業務内容> ① <u>郵送調査、オンライン調査、調査票回収対応等の体制整備・管理、調査関係書類作成</u> ② <u>報告者への調査関係書類の配布・調査票の回収・督促等</u></p>	<p>・調査実施事業者へ委託する主な業務内容に調査方法に関する業務以外の記載があったことを踏まえた、形式的な修正</p>

	<p>③ <u>報告者からの照会対応</u></p> <p>④ <u>調査票の内容検査・電子データ化</u></p> <p>⑤ <u>総務省及び経済産業省における調査票審査の際に生じた疑義に係る報告者への照会</u></p>	
<p>7 報告を求める期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年5月中旬～6月下旬</p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年5月下旬～6月下旬</p>	<p>・ 製造業事業所調査の新設に伴い、調査期間を確保するため、変更するもの</p>
<p>8 集計事項</p> <p><u>別添3「集計事項一覧」</u>のとおり</p>	<p>8 集計事項</p> <p><u>別添4「集計事項一覧」</u>のとおり^(注2)</p> <p><u>(注2) 本調査の調査対象が、日本標準産業分類における「大分類E-製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該調査対象を本調査の報告を求める者から除外し、重複する調査事項については、工業統計調査（総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査）から調査票情報の提供を受けて、本調査の集計に活用する。</u></p>	<p>・ 形式的な修正</p> <p>・ 製造業事業所調査新設に伴う変更</p>

調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済構造実態調査

2 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲

【産業横断調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。

① 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）

② 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」

③ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」

【製造業事業所調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【産業横断調査】

約27万企業

【製造業事業所調査】

約12万2千事業所

(2) 報告者の選定方法

【産業横断調査】 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。

【製造業事業所調査】 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

(3) 報告義務者

産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添1の「調査票」を参照)

【産業横断調査】

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上(収入)金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *
- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎
- ⑫ 事業区分別の費用割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額 (詳細は別添2を参照) *

(注1) 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。

- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動

- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *
- ⑲ 企業傘下の新設事業所の開設時期

ただし、⑯については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

【集計しない事項の有無】 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業区分別の費用割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付けの情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ 従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 * (品目別製造品在庫額除く)、◎ (品目別製造品在庫額)
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。
- ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初(1月1日現在)、「◎」は年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム：政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム)

電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

<調査実施事業者に委託する主な業務内容>

報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月下旬

8 集計事項

別添3「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者

総務省統計局長及び経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5（1）に掲げる事項



経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票A)

政府統計

秘 基幹統計調査

■■年6月1日

総務省・経済産業省

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	(内線:)

1 名称、電話番号及び法人番号

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	電話番号 (代表) () - ()
●法人番号(13桁)を記入してください。 ●法人番号については、法人番号指定通知書又は法人番号公表ウェブサイトを確認できます。	
法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の口に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/>

2 所在地

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	-	都道府県名	市区町村名
町丁・字・番地・号			
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)			

3 経営組織及び資本金等の額

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- ①経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- ②資本金等の額は、①において「1株式会社・有限会社・相互会社」から「3合同会社」までの場合に記入してください。
- 囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

① 経営組織	① 株式会社・有限会社・相互会社	② 資本金等の額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
	② 持分会社・合資会社	(資本金、出資金又は基金の額を記入してください。 (万円未満四捨五入))										0.000
	③ 合同会社											
	④ 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・医療法人、協同組合、信用金庫等)											

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。
- ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

① 税込み
② 税抜き

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、□□年を最も多く含む決算期間について記入してください。 (万円未満四捨五入))
- 3欄①が「4会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 「1売上(収入)金額」; 経常収益を記入 「2費用総額」; 経常費用を記入 「主な費用項目」; 各欄に記入

① 売上(収入)金額	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0.000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)												0.000
③ 給与総額	主な費用項目											
	④ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											

6 企業全体の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目	①											
		②											
		③											

7 企業全体の事業活動、生産物の種類

8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 6欄「1売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。
- ①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『分類表』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。
- なお、➡の左欄に事業活動、生産物の種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号を➡の右欄に記入してください。
- 「16その他」については、①から⑮までに記入できなかった事業活動、生産物がある場合に、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。
- 7欄の事業活動、生産物の種類ごとに、5欄「1売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、5欄「1売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)

	売上(収入)金額											又は割合(%)	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
①												0.000	
②												0.000	
③												0.000	
④												0.000	
⑤												0.000	
⑥												0.000	
⑦												0.000	
⑧												0.000	
⑨												0.000	
⑩												0.000	
⑪												0.000	
⑫												0.000	
⑬												0.000	
⑭												0.000	
⑮												0.000	
⑯												0.000	
⑰	その他(うち、主な事業活動を記入してください)											0.000	
合計												5欄「1売上(収入)金額」	100

- 9欄は「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合に記入してください。

9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 年1月から12月までの1年間の「1卸売販売額(代理・仲立手数料含む)」「2小売販売額」「3商品売上原価」を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 「年間商品販売額」は、本支店間の商品振替額を除いて記入してください。
- 「3商品売上原価」は「年間商品販売額」に対する仕入原価を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
年間商品販売額											0.000												
①卸売販売額 (代理・仲立手数料を含む)											0.000												
②小売販売額											0.000												0.000
③商品売上原価																							

- 10欄は「卸売業、小売業」を主業として営んでいる場合に記入してください。

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 年の年初及び年末現在で記入してください(この時点で記入できない場合は、最寄りの決算日・棚卸日で記入してください。 (万円未満四捨五入))

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
①年初商品手持額											0.000												
②年末商品手持額											0.000												0.000

経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票B)

秘 基幹統計調査

11 企業全体の事業内訳別の費用の割合

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 印字された事業内容について、調査票第1面5欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。
- さらに、事業内容の内訳についても、印字された事業活動ごとに内訳の割合を記入してください。

事業内容	内容説明	費用総額に占める割合 (%)		
①				
② その他				
合計 (① + ②)		1	0	0

①の費用の内訳 (割合)

- ①の費用に対する a の事業活動の費用割合 (0~100) を記入してください
- a~k の割合を合計すると 100% (=①の費用) になりますが、a 行以外の割合は記入不要です。

事業活動	内容説明	割合 (%)		
a				
b		*	*	*
c		*	*	*
d		*	*	*
e		*	*	*
f		*	*	*
g		*	*	*
h		*	*	*
i		*	*	*
j		*	*	*
k		*	*	*
内訳計		1	0	0

12 費用の項目別内訳

『調査票の記入のしかた』●ページ参照

- 次の太線枠内に印字された事業内容について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。
- ⑪欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小にかかわらず、太線枠内に印字された事業内容に係る費用の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

主な費用項目	費用の額										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 給与総額											0,000
② 福利厚生費(退職金を含む)											0,000
③ 賃借料(土地・建物)											0,000
④ 賃借料(情報通信機器)											0,000
⑤ 賃借料(その他)											0,000
⑥ 減価償却費											0,000
⑦ 外注費											0,000
⑧ 広告宣伝費											0,000
⑨ 保険料											0,000
⑩ 水道光熱費											0,000
⑪ 通信費											0,000
⑫ 荷造運搬費											0,000
⑬ 旅費・交通費											0,000
⑭ 車両費											0,000
⑮ 消耗品費											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000
											0,000



経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票C)

政府統計

秘 基幹統計調査

■ ■ ■ 年 6 月 1 日

総務省・経済産業省

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

すべての事業所に関する調査事項					「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に関する調査事項	新たに追加した事業所に関する調査事項
1 事業所の名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。	2 事業所の所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	3 事業所の主な事業活動 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。	4 事業所の従業者数 従業者総数 ●事業所に所属して働いているすべての人の数を記入してください。 うち常用雇用者数 ●従業者のうち期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人の数を記入してください。	5 事業所の売上(収入)金額 ●□□年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、□□年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)	6 年間商品販売額 ●5欄「事業所の売上(収入)金額」のうち、年間商品販売額について、卸売販売額、小売販売額別に記入してください。 ●卸売販売額には、代理・仲立手数料を含めます。(万円未満四捨五入)	7 新設事業所の開設時期 ●この事業所が現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。 ※この欄は新たに追加した事業所のみ記入してください。
					〒 □□□□-□□□□ () -	
〒 □□□□-□□□□ () -	〒 □□□□-□□□□ () -	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	卸売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000 小売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000	① □□年以前 ② ■■■年
〒 □□□□-□□□□ () -	〒 □□□□-□□□□ () -	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	卸売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000 小売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000	① □□年以前 ② ■■■年
〒 □□□□-□□□□ () -	〒 □□□□-□□□□ () -	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	卸売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000 小売販売額 十兆: 兆千億: 百億: 十億 億: 千万: 百万: 十万: 万 円 0,000	① □□年以前 ② ■■■年



■ ■ 年経済構造実態調査 製造業事業所調査票 (□□年実績)

■ ■ 年6月1日
総務省・経済産業省

・この統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
 ・秘密の保護には万全を期しておりますので、ありのままを記入してください。
 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
 ・インターネットでご回答いただく場合には、『オンライン調査システム操作マニュアル』をご覧ください。
 ・『調査票の記入の仕方』を参照して記入してください。

1 事業所の名称、所在地及び法人番号 ・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ・法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 ・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	フリガナ																			
	正式名称																			
	通称名																			
	法人番号																			
	電話番号(代表)	() - () - ()																		
	郵便番号	都道府県名	市区町村名																	
		町丁・字・番地・号																		
	ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)																			
2 経営組織 ・該当する番号を1つ〇で囲んでください。	1 株式会社、有限会社 2 合名、合資会社 3 合同会社 4 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社																			
3 資本金額又は出資金額(会社に限る) ・ ■ ■ 年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。 ・ 5,000円未満の場合は、「0」を記入。		<table border="1"> <tr> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </table>	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円									0,000
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円												
								0,000												

4 従業者数 (■ ■ 年6月1日現在) (単位:人)							
区分	(1)この事業所に所属する従業者数				(2)受入者		
	① 有給役員	② 常用雇員 無期雇員 期間を定めずに雇用している人 (定年制も含む)	③ 有期雇員 1か月以上 1か月以上の期間を定めて雇用している人	④ 臨時雇員 1か月未満、日々雇用	⑤ 合計 (①~④の合計)	⑥ 送出者 (⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑦ 出向・派遣受入者 (①~⑥以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
	男						
女							
(3)この事業所に従事している人の男女計 (⑤ - ④ - ⑥ + ⑦)							
5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別					1 税込み	2 税抜き	
選択した記入方法を○で囲んでください。 ●裏面の6項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。							

すべての事業所が第2面にお進みください。➡

報告者(代表者)の記名	本票の内容について回答できる人の職・氏名	連絡先(電話番号)
		()
		-

○ 産業別費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役員取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役員取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

I 1次公表結果

別添3

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	小	○	○	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項					集計事項							
	企業等	全国	産業分類	事業活動、生産物の種類	経営組織	資本金階級	売上（収入）金額階級	企業等数	売上（収入）金額	うち年間商品販売額	費用総額	主な費用項目	付加価値額	商品売上原価	商品手持額
第1表	○	○	小		○			○	○	○	○	○	○	○	
第2表	○	○	中			○	○	○	○		○	○	○		
第3表	○ ¹⁾	○	小		○			○		○				○	○
第4表	○	○		○	○			○	○						
第5表	○	○	中	○				○	○						

注) 〇の箇所は分類項目同士はクロスしない。

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項
	企業等	全国	産業分類	費用項目	産業別費用内訳割合
第1表	○	○	中 ¹⁾	○ ²⁾	○

1) 一部小分類を含む

2) 項目は産業ごとに異なる

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項
	事業所	全国	都道府県	産業分類	年間商品販売額
第1表	○ ¹⁾	○		小	○
第2表	○ ¹⁾	○	○	卸／小売	○

1) 卸売業，小売業に属する産業のみ

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

1) 品目別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所 従業者30人以上の事業所 ※1		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県			○	○								○
分類事項	産 業 分 類			中			細	細				中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	品 目 群			○									
	従 業 者 規 模 ※1					○							
	資 本 金 規 模									○			
	時 系 列 ※2		最大5年	最大5年 ⁴⁾									
集計事項	産 出 事 業 所 数 3)		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	出 荷 金 額 3)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	産 出 率						○						
	出 荷 率							○					
	在 庫 金 額								○				
	在 庫 数 量								○				

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 賃加工品目

2) 製造業以外の収入種類

3) 1)においては、加工賃収入額、2)においてはその他収入額 4) 全国計のみ

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

2) 産業別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○			○	○		○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1				○					
	従業者30人以上の事業所 ※1			○				○		○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県									
	大 都 市									
分類事項	産 業 分 類		細	細	細	中	細	中	細	細
	従 業 者 規 模 ※1					○	○	○		
	資 本 金 規 模								○ ⁴⁾	
	時 系 列 ※2		最大5年	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾	最大5年 ³⁾		
集計事項	事 業 所 数		○	○	○	○	○		○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	○	○		○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○	○	○		○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○	○	○		○	
	有形固定資産額			○				○		
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額			○				○		
	製造品出荷額等		○	○	○	○	○		○	
	生産額			○		○ ²⁾	○ ²⁾			
	付加価値額（従業者29人以下 ※1 は粗付加価値額）		○	○		○	○			
	粗付加価値額			○	○				○	
	事業所敷地面積									○
1日当たり水源別用水量									○	

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

- 1) 従業者[※]の内訳及び臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) 2) 従業者30人以上の事業所に限る。 3) 製造業計のみ
4) 会社のみ規模別表示

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（二次公表結果）

3) 地域別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○				○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1						○		
	従業者30人以上の事業所 ※1				○	○			○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村								
	大 都 市		○	○	○	○	○		
分類事項	産 業 分 類		中		中	中	中	細	中
	従 業 者 規 模 ※1			○	○ ¹⁾		○ ¹⁾		
	時 系 列 ※2		最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾	最大5年 ²⁾		
集 計	事 業 所 数		○	○	○		○	○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○	○		○	○	
事 項	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○		○	○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○		○	○	
	有形固定資産額					○			
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額					○			
事 項	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○		○	○	
	生 産 額				○				
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下※は粗付加価値額)		○	○	○			○	
事 項	粗 付 加 価 値 額						○		
	事 業 所 敷 地 面 積								○
事 項	1 日 当 たり 水 源 別 用 水 量								○

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は令和4年調査を初年として最大5年とし、令和9年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1)事業所数のみ表章

2)全国計または中分類毎の全国計のみ表章

経済構造実態調査の必要性

1 調査の目的・必要性

我が国の急速な経済社会構造の変化を反映したより正確な景気動向判断や経済構造の把握が求められている中、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議）において、「営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する」とされたところ。

また、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、上記指摘も踏まえ、中間年における経済構造統計の整備の一環として、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等を統合して「経済構造実態調査」を創設すること及び創設後の本調査への「工業統計調査」の包摂に向けた検討が求められたところ（別紙参照）。

この計画に沿って、総務省及び経済産業省は、両省が所管する商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査）を統廃合の上、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年度から新たに開始したところ。さらに、「工業統計調査」については2019年度から同時一体的に実施しており、今回の見直しにより、2022年度からは「工業統計調査」を本調査に包摂した調査として実施しようとするものである。

調査結果については、GDP統計の推計への活用だけでなく、各種施策への活用も見込まれる。

2 他調査との重複

企業を対象に経理事項を確認する調査としては、本調査のほかに、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）及び経済産業省企業活動基本調査（経済産業省所管の基幹統計調査）がある。

しかし、両調査ともに原則決算年度ベースの数値を把握する調査であり、国民経済計算へのデータ提供のため、原則暦年ベースの数値を把握する本調査を代替することはできず、単純なデータ移送も困難であることから、重複は合理的な範囲を越えていないと考える。

なお、経済産業省企業活動基本調査については、本調査と同時一体的に実施することとしており、名称、所在地等の基本的な項目についてはデータ共有を可能とするとともに、両調査間で調査項目の定義が同じである「資本金」についてデータ移送を行

うことにより、重複是正を図ることにしている。

3 行政記録情報の活用

本調査の内容を代替する利活用可能な行政記録情報は存在しない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を調査実施翌年 11 月上旬までに登録する。

別紙

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、 <u>商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）

	早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	省	から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
--	------------------------------	---	-------------------------------------

「今後の課題」への対応状況

平成 30 年 8 月 28 日諮問第 113 号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」及び平成 30 年 12 月 21 日付け総政審第 446-1 号による承認時に指摘された今後の課題については、以下のとおり対応している。

○ 基準年と中間年のシームレスな接続について

現在は調査対象を製造業・サービス業のみに限っているが、基準年との、よりシームレスな接続を可能とするため、令和 4 年（2022 年）以降、調査対象範囲を全産業に拡大することとしている。また、例えば「商品売上原価」の把握等、基準年である令和 3 年（2021 年）経済センサスー活動調査に合わせた調査項目の変更を行うこととしている。

○ 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実について

結果の公表に当たっては、経済構造実態調査を基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査として実施すること及び活動調査の中間年の実態を把握することを目的として実施することをホームページに掲載し、統計調査に対する理解を促進するよう努めている。

○ 「電子商取引の有無及び割合」について

令和 3 年（2021 年）経済センサスー活動調査において、報告者の負担軽減の観点から「電子商取引の有無及び割合」が廃止になったことを踏まえ、令和 4 年（2022 年）以降、経済構造実態調査においても、同様に当該調査事項を廃止することとしている。

○ SUT 体系への移行に係る調査の範囲や調査事項等の見直し等について

SUT 体系への移行において副業の生産構造を正確に把握するため、事業活動の内訳を、令和 4 年（2022 年）以降、日本標準産業分類を基にした調査品目から、サービス業については生産物分類を基にした調査品目へ変更することとしている。

○ 乙調査の位置づけ等について

乙調査については、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中での位置づけの整理や報告者負担及び利活用状況を鑑み、令和 4 年（2022 年）以降廃止することとしている。なお、乙調査によって把握していた情報のう

ち、国民経済計算の推計に利用されている項目があることから、引き続き必要な情報を把握する方策として、生産物分類別売上高内訳について、令和3年経済センサス - 活動調査における分類を分割し、より詳細に把握する形で対応を取ることとしている。

○ 工業統計調査と国勢調査との業務輻輳について

令和2年（2020年）工業統計調査においては、国勢調査との業務輻輳を踏まえ、地方公共団体における事務負担を軽減するため、地方公共団体が担当する調査員調査の回収業務を郵送回収として実施した。

○ 工業統計調査の母集団名簿について

令和4年（2022年）に、経済構造実態調査へ工業統計調査を包摂することに合わせ、工業統計調査独自の母集団名簿から母集団DBに変更することとしている。

別紙

<抜粋：答申 IV今後の課題等>

1 諮問事項に関連する横断的な課題

(1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進

経済構造実態調査が、活動調査の中間年における経済構造統計の中核として、我が国における企業の活動状態の概要を毎年把握するようになることに伴い、統計委員会を中心とする関係府省は、企業を対象に経理情報や活動内容等を把握することを目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること。その際、活動調査や経済構造実態調査が対象としている「暦年」による経済活動等の把握と、その他の統計調査が対象としている「年度」による経済活動の把握との関係整理にも留意すること。

なお、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次調査の統合・再編について、検討を加速すること。またSUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること。

(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実

政府統計においては、特に重要な統計を、「基幹統計」として位置づけ、基幹統計の作成手段である統計調査を「基幹統計調査」として扱っている、しかし、両者の関係についての理解は進んでいないと考えられる。

とりわけ、今回審議した「経済構造統計」（基幹統計）にあつては、基準年について活動調査（基幹統計調査）により作成し、中間年について経済構造実態調査など複数の基幹統計調査により作成される状況にあり、基幹統計と基幹統計調査の関係について、利用者への分かりやすい情報提供がより一層必要になっている。

については、統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、利用者に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること。

2 諮問された統計調査に係る検討課題

(1) 経済センサスー基礎調査

省略

(2) 経済構造実態調査

① 平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度（2022年度）調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討すること。

- ② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年（2022年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。
 - ③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。
- (3) 工業統計調査
- ① 平成32年（2020年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること。
 - ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。

経済構造実態調査の利用状況

- 産業連関表*、国民経済計算、県民経済計算*等の推計の基礎資料
- 鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料*
- 地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料*
- 中小企業白書、ものづくり白書等の資料*
- 民間企業等による利用（卸売・小売業の売上高及び商品販売額把握、理・美容業の売上高把握、建築材の市場規模の算出、我が国全体のサービス産業による粗利率の算出、関係業界の動向分析・需要予測*などに利用など）
- 調査結果を事業所母集団データベースに登録することによる、各種統計調査のための母集団情報（更新情報）の提供

*を付した事項は、旧「工業統計調査」に係る利用状況

経済構造実態調査等の回収率及びオンライン回答率

	回収率	オンライン率
2019年経済構造実態調査		
甲調査	86.8%	33.0%
乙調査	85.8%	24.6%
2019年工業統計調査	95.2%	26.0%

変更案	変更前																																																																																																																																																																																																
<p>名称、電話番号及び法人番号 ●調査実態に合わせた説明文言の修正</p> <div data-bbox="241 260 976 443"> <p>1 名称、電話番号及び法人番号 「調査票の記入のしかた」 ●ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●電話番号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 ●登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 <p>フリガナ _____</p> <p>正式名称 _____</p> <p>通称名 _____ 電話番号 (代表) () - _____</p> <p>●法人番号(13桁)を記入してください。 ●法人番号については、法人番号指定通知書又は法人番号公表ウェブサイトでご確認ください。</p> <p>法人番号 _____ 法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/></p> </div>	<p>名称、電話番号及び法人番号</p> <div data-bbox="1216 260 1951 443"> <p>1 名称、電話番号及び法人番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人番号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 ●法人番号は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 <p>フリガナ _____</p> <p>正式名称 _____</p> <p>通称名 _____ 電話番号 (代表) () - _____</p> <p>●法人番号(13桁)を記入してください。 ●法人番号については、法人番号指定通知書又は法人番号公表ウェブサイトでご確認ください。</p> <p>法人番号 _____ 法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 <input type="checkbox"/></p> </div>																																																																																																																																																																																																
<p>企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 ●報告者負担の軽減の観点から、「支払利息等」を廃止 ●年間商品販売額を関連項目の9欄に移動</p> <div data-bbox="241 531 976 746"> <p>5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「調査票の記入のしかた」 ●ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ●□年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください。(この期間で記入できない場合は、□□年を最も多く含む決算期間について記入してください。)(万円未満四捨五入) ●3 欄①が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 ●1 売上(収入)金額:経常収益を記入 ●2 費用総額:経常費用を記入 ●主な費用項目:各欄に記入 <table border="1" data-bbox="250 608 967 740"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>千</th> <th>百万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 売上(収入)金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>主な費用項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>① 給与総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	千	百万	百万	十万	万	円	1 売上(収入)金額											0,000	2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000	主な費用項目											0,000	① 給与総額											0,000	② 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0,000	<p>企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目</p> <div data-bbox="1216 531 1951 850"> <p>5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください。)(万円未満四捨五入) ●3 欄①が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 ●1 売上(収入)金額:経常収益を記入 ●2 費用総額:経常費用を記入 ●主な費用項目:各欄に記入 ●「卸売業、小売業」を営んでいる場合は、「② 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」、「③ 小売販売額」についても記入してください。本支店間の商品振替額を総て記入してください。 <table border="1" data-bbox="1225 608 1942 850"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>千</th> <th>百万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 売上(収入)金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>③ 小売販売額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>主な費用項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>④ 給与総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑤ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑦ 支払利息等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	千	百万	百万	十万	万	円	1 売上(収入)金額											0,000	年間商品販売額											0,000	② 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)											0,000	③ 小売販売額											0,000	2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000	主な費用項目											0,000	④ 給与総額											0,000	⑤ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0,000	⑦ 支払利息等											0,000
	十兆	兆	千億	百億	十億	千	百万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																						
1 売上(収入)金額											0,000																																																																																																																																																																																						
2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000																																																																																																																																																																																						
主な費用項目											0,000																																																																																																																																																																																						
① 給与総額											0,000																																																																																																																																																																																						
② 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0,000																																																																																																																																																																																						
	十兆	兆	千億	百億	十億	千	百万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																						
1 売上(収入)金額											0,000																																																																																																																																																																																						
年間商品販売額											0,000																																																																																																																																																																																						
② 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)											0,000																																																																																																																																																																																						
③ 小売販売額											0,000																																																																																																																																																																																						
2 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000																																																																																																																																																																																						
主な費用項目											0,000																																																																																																																																																																																						
④ 給与総額											0,000																																																																																																																																																																																						
⑤ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											0,000																																																																																																																																																																																						
⑦ 支払利息等											0,000																																																																																																																																																																																						
<p>企業全体の主な事業の内容 ●令和3年経済センサス活動調査での取扱いに合わせて、「生産品、取扱商品又は営業種目」を変更</p> <div data-bbox="241 922 976 1058"> <p>6 企業全体の主な事業の内容 「調査票の記入のしかた」 ●ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。 <p>主な事業の内容 _____</p> <p>生産品、取扱商品又は営業種目</p> <p>① _____</p> <p>② _____</p> <p>③ _____</p> </div>	<p>企業全体の主な事業の内容</p> <div data-bbox="1216 922 1951 1026"> <p>6 企業全体の主な事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。 <p>主な事業の内容 _____</p> </div>																																																																																																																																																																																																

企業全体の事業活動の内容及び企業全体の事業活動別の売上(収入)金額
 ●サービス分野の生産物分類に対応した調査事項に変更

7 企業全体の事業活動、生産物の種類 **8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額** 【調査票の記入のしかた】 ●ページ参照

5欄「売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。

①から⑭までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の「分類表」から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を⑤の右欄に記入してください。

なお、⑤の右欄に事業活動、生産物の種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号を⑤の右欄に記入してください。

⑥「その他」については、①から⑭までに記入できなかった事業活動、生産物がある場合に、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。

7欄の事業活動、生産物の種類ごとに、5欄「売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

⑧欄「売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)

【調査票の記入のしかた】 ●ページ参照

事業活動、生産物の種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
	十兆	兆	千億	百億	十億	
1						0,000
2						0,000
3						0,000
4						0,000
5						0,000
6						0,000
7						0,000
8						0,000
9						0,000
10						0,000
11						0,000
12						0,000
13						0,000
14						0,000
15						0,000
16						0,000
17						0,000
18						0,000
19						0,000
20						0,000
合計						5欄「売上(収入)金額」 100

7 企業全体の事業活動の内容及び企業全体の事業活動別の売上(収入)金額

5欄「売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動の内容を、以下のように記入してください。

【事業活動①から⑥まで】

製造業又はサービス業の事業活動のうち、売上(収入)金額が大きい事業活動(上位6つまで)について、事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を別冊の「事業活動一覧」を参照の上、⑤の右欄に記入してください。

⑦の左欄に事業活動が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動の内容及びそれに対応する分類番号を⑤の右欄に記入してください。

【事業活動⑦その他】

事業活動①から⑥までに記入していない事業活動(製造業及びサービス業以外の産業も含む)がある場合は、主な事業活動を記入してください。

7欄の事業活動ごとに、5欄「売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

⑧「その他」は、事業活動①から⑥以外で行っている事業活動の売上(収入)金額の合計となります。

(金額で記入できない場合は、5欄「売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。)(小数点以下四捨五入)

事業活動	売上(収入)金額					又は割合(%)
	十兆	兆	千億	百億	十億	
1						0,000
2						0,000
3						0,000
4						0,000
5						0,000
6						0,000
7						0,000
合計						5欄「売上(収入)金額」 100

変更案	変更前																																																																								
<p>電子商取引の有無及び割合 ●報告者負担軽減の観点から廃止</p> <p>(廃止)</p>	<div data-bbox="1211 220 1935 371"> <h3>9 電子商取引の有無及び割合</h3> <p>該当する番号すべてを○で囲んでください。</p> <p>「1」一般消費者と行ったに該当する場合は、「9」欄の「0売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>「2」他の企業と行った 「3」行わなかった</p> <p>「4」売上(収入)金額に占める割合を記入してください。</p> <p>電子商取引とは、インターネットなどを介して、貴社が設定した定額の株式会社により決済(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積り・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</p> <p>(※取引相手を個別に判別できない場合は、専ら一般消費者を対象に、モノ、サービスを提供するサイト(いわゆるB to Cサイト)のことで、サイトの運営については印刷会社は関係ありません。)等でまとめた単位で、取引金額の割合を記入してください。</p> </div>																																																																								
<p>企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価 ●「年間商品販売額」を5欄から移動 ●商業マージンを把握する観点から、「商品売上原価」を追加</p> <div data-bbox="230 459 958 600"> <h3>9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価</h3> <p>【調査票の記入のしかた】 ●ページ参照</p> <p>■年1月から12月までの1年間の「0」初売販売額(代理・委託手数料を含む)、「1」小売販売額、「2」商品売上原価を記入してください。(万円未満四捨五入)</p> <p>●「年間商品販売額」は、本支店間の商品振替額を除いて記入してください。</p> <p>●「商品売上原価」は「年間商品販売額」に対する仕入原価を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間商品販売額 ●初売販売額 (代理・委託手数料を含む)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>●小売販売額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>●商品売上原価</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	年間商品販売額 ●初売販売額 (代理・委託手数料を含む)											0,000	●小売販売額											0,000	●商品売上原価											0,000	<p>(新設)</p>																								
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																														
年間商品販売額 ●初売販売額 (代理・委託手数料を含む)											0,000																																																														
●小売販売額											0,000																																																														
●商品売上原価											0,000																																																														
<p>年初及び年末商品手持額 ●形式的な文言の修正</p> <div data-bbox="230 711 958 788"> <h3>10 企業全体の年初及び年末商品手持額</h3> <p>【調査票の記入のしかた】 ●ページ参照</p> <p>□□年の年初及び年末現在で記入してください(この時点で記入できない場合は、最寄りの決算日・期卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年初商品手持額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>2 年末商品手持額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	1 年初商品手持額											0,000	2 年末商品手持額											0,000	<div data-bbox="1290 667 1816 831"> <h3>10 企業全体の年初及び年末商品手持額</h3> <p>年の年初及び年末現在で記入してください(この期間で記入できない場合は、最寄りの決算日・期卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年初商品手持額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>2 年末商品手持額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	1 年初商品手持額											0,000	2 年末商品手持額											0,000
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																														
1 年初商品手持額											0,000																																																														
2 年末商品手持額											0,000																																																														
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																														
1 年初商品手持額											0,000																																																														
2 年末商品手持額											0,000																																																														
<p>年間商品仕入額 ●「商品売上原価」の設定により廃止</p> <p>(廃止)</p>	<div data-bbox="1357 895 1749 1059"> <h3>11 企業全体の年間商品仕入額</h3> <p>年1月から12月までの1年間の商品仕入額を記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円												0,000																																																
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																														
											0,000																																																														

変更案変更前

企業全体の事業内訳別の費用の割合
 ●サービス業の売上(収入)金額の把握が、生産物分類別に変更になることに伴い、費用構造をより詳細な事業活動別区分で調査できる形に変更

11 企業全体の事業内訳別の費用の割合 【調査票の記入のしかた】 ●ページ参照

●印字された事業内容について、調査票第1面⑬欄【費用総額】で記入した金額に占める割合を記入してください。
 ●さらに、事業内容の内訳についても、印字された事業活動ごとに内訳の割合を記入してください。

事業内容	内容説明	費用総額に占める割合 (%)
①		
② その他		
合計 (① + ②)		1 0 0

①の費用の内訳(割合)

●①の費用に対するaの事業活動の費用割合(0-100)を記入してください。
 ●a~kの割合を合計すると100% (=①の費用) になりますが、a行以外の割合は記入不要です。

事業活動	内容説明	割合 (%)
a		
b		* * *
c		* * *
d		* * *
e		* * *
f		* * *
g		* * *
h		* * *
i		* * *
j		* * *
k		* * *
内訳計		1 0 0

12 企業全体の事業内訳別の費用の割合

●以下の(1)から(21)までの事業内容別の費用について、調査票第1面⑬欄【費用総額】で記入した金額に占める割合を記入してください。

事業内容	内容例示	費用総額に占める割合 (%)
(1) サービス事業以外	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、採砂採取業、建設業、製造業	
(2) 卸売事業 (代理・仲立事業を含む)	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業 等	
(3) 小売事業	繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、無店舗小売業 等	
(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	
(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	固定・移動電気通信業、放送業、映像情報制作・複製業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、放送スタジオ 等	
(6) 運輸、郵便事業	汽船業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、郵便業 (仮書郵便を含む)	
(7) 運輸に附随するサービス事業	自動車業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業 等	
(8) 金融、保険事業	銀行業、協同組合貸付業、貸金業、クレジットカード業等非常用信用機関、金融物品取引業、商品先物取引業、売買業、手形交換所、両替業、保険業 等	
(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業	ソフトウェア業、情報処理・情報サービス業、ポータルサイト・サーバ(運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業	
(10) 不動産取引事業	建物売買業、土地販売業、不動産代理業・仲介業	
(11) 不動産賃貸・管理事業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業	
(12) 物品賃貸事業	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業 等	
(13) 学術研究・専門・技術サービス事業	自然科学・人文・社会科学研究所、弁護士・公認会計士などの士業事務所、公証人役場、デザイン業、書写・印刷業、経営コンサルタント業、広告業、製菓業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量計測業、土木建築サービス業、持株会社・写真業、フライトエンジニアリング 等	
(14) 宿泊事業	旅館、ホテル、風呂宿所、下宿業、会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ 等	
(15) 飲食サービス事業	食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、まし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り・配達飲食サービス 等	
(16) 生活関連サービス、娯楽事業	洗濯・美容・美容業、公衆浴場業、エステティック業、旅行業、衣類洗滌修理事業、物品修理・修繕業、結婚式場業、葬儀業、火葬場、墓地管理業、遊園地、劇場、映画館、遊園等の娯楽場、競技場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、ビリヤード場、バウンズホール、ダンスホール、マリナーズクラブ、フィットネスクラブ 等	
(17) 社会教育、学苑支援事業	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、職業訓練施設、学習塾、スポーツ・音楽・書道・生花・茶道・そろばん・外国語教習塾 等	
(18) 医療・保健衛生事業	病院一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、補聴器、放射線技師、健康相談施設、検査業、消費業 等	
(19) 社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、保育園、児童所、保育所児童定こども園、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、障害者福祉事業、更生保護事業 等	
(20) 学校教育事業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園 等	
(21) その他のサービス事業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、宗教、集会所、と畜場、政治・経済・文化団体、遊記・ワークショップ・介護学業、建物サービス業、製菓業、コールセンター 等	
合計		1 0 0

経済構造実態調査 調査票の新旧対応表

変更案	変更前						
<p>事業所の名称及び電話番号 ●調査実態に合わせた文言の修正</p> <div data-bbox="517 256 757 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 事業所の名称及び電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> </div>	<div data-bbox="1480 256 1720 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 事業所の名称及び電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> </div>						
<p>企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数 ●事業所母集団情報の整備等のため追加変更</p> <div data-bbox="528 724 730 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 事業所の従業者数</p> <p>従業者総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所に所属して働いているすべての人の数を記入してください。 <p>うち常用雇用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業者のうち期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人の数を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">従業者総数</td> <td style="border: none; width: 50px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">うち常用雇用者数</td> <td style="border: none; width: 50px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td> </tr> </table> </div>	従業者総数		人	うち常用雇用者数		人	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
従業者総数		人					
うち常用雇用者数		人					

変更案

変更前

年間商品販売額

●内数関係を明確化するための文言の修正

5 年間商品販売額

- 5 欄「事業所の売上(収入)金額」のうち、年間商品販売額について、卸売販売額、小売販売額別に記入してください。
- 卸売販売額には、代理・仲立手数料を含めます。
(万円未満四捨五入)

卸売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

小売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

5 年間商品販売額

- 4 欄のうち、年間商品販売額を記入してください。
(万円未満四捨五入)

卸売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

小売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

企業傘下の新設事業所の開設時期

●事業所母集団情報の整備等のため追加変更

新たに追加した事業所に関する調査事項

7 新設事業所の開設時期

- この事業所が現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。
※この欄は新たに追加した事業所のみ記入してください。

- 新たに追加し
- 1 | □ □ 年以前
 - 2 | ■ ■ 年

(新設)

変更案	変更前
<p>売場面積 ●報告者負担軽減の観点から廃止</p> <p>(廃止)</p>	<div data-bbox="1525 213 1675 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 売場面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小売業を業種として営んでいる場合に記入してください。 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 <p>単位は、平方メートルで記入してください。 (1坪=3.3m換算) (小数点以下四捨五入)</p> <p style="text-align: right;">平方 メートル(m²)</p> </div>
<p>卸売販売額に占める本支店間移動の割合 ●報告者負担軽減の観点から廃止</p> <p>(廃止)</p>	<div data-bbox="1525 683 1675 1088" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 卸売販売額に占める本支店間移動の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●卸売業を業種として営んでいる場合は、その販売額に占める本支店間移動の割合を整数で記入してください。 <p>(小数点以下四捨五入)</p> <p style="text-align: right;">本支店間移動 %</p> </div>

経済構造実態調査【製造業事業所調査】調査票の新旧対応表

変更案	変更前(工業統計調査において対応する調査事項)																						
事業所の名称、所在地及び法人番号 ●事業所母集団データベースの充実のため法人番号を追加																							
<div style="border: 1px solid black; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">法人番号</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table> </div>																							(新設)
本社又は本店の名称及び所在地 ●母集団情報の変更に伴い廃止	(廃止)																						
	2 本社又は本店の名称及び所在地 1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。 <small>(名称)</small> _____ <small>(電話番号)</small> _____ <small>〒</small> _____ <small>(所在地)</small> _____																						
他事業所(国内)の有無 ●母集団情報の変更に伴い廃止	(廃止)																						
	【工業統計調査 甲調査】 3 他事業所(国内)の有無 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 <small>あてはまる番号一つに○を付けてください。</small> 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 <small> </small> 3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。																						
経営組織 ●産業横断調査票の区分に合わせて変更	(廃止)																						
2 経営組織 <small>・該当する番号を1つ○で囲んでください。</small> <table style="border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> 1 株式会社、有限会社 2 合名、合資会社 3 合同会社 4 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社 </td> <td style="border: 2px solid black; width: 150px; height: 40px; margin-left: 10px;"></td> </tr> </table>	1 株式会社、有限会社 2 合名、合資会社 3 合同会社 4 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社		【工業統計調査 甲調査】 4 経営組織 1 会社(株式(有限を含む)、合同、合資、合名) <small>あてはまる番号一つに○を付けてください。</small> 2 組合・その他の法人 <small> </small> 3 個人																				
1 株式会社、有限会社 2 合名、合資会社 3 合同会社 4 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社																							

変更案

変更前(工業統計調査において対応する調査事項)

従業者数
●個人経営事業所を対象外にしたことから「個人業主及び無給家族従業員」を廃止し、令和3年経済センサス-活動調査の区分に変更

4 従業者数 (■前年6月1日現在) (単位:人)

区分	(1)この事業所に所属する従業者数			⑤ 合計 (①~④の合計)	⑥ 送出者 (⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	(2)要入者 ⑦ 出向・派遣受入者 (①~⑥以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
	① 有給役員	② 常用雇用者 無期雇用者 (期間を定めて雇用している人 (定年制も含む))	③ 有期雇用者 (1か月以上) (1か月以上の期間を定めて雇用している人)			
男						
女						
(3)この事業所に従事している人の男女計 (⑤ - ④ - ⑥ + ⑦)						

【工業統計調査 甲調査】

6 従業者数 (○年6月1日現在) (単位:人)

区分	① 個人業主及び無給家族従業員	② 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	③ 常用雇用者 正社員・正職員として働く人	④ 期間を定めて、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人 (3)以外の人 (パート・アルバイトなど)	⑤ 臨時雇用者 (雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑥ 合計 (①~⑤の合計)	⑦ 送出者 (⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧ 出向・派遣受入者 (①~⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
	男							
女								
この事業所に従事している人の男女計 (⑥ - ⑦ + ⑧)								

消費税の税込み記入・税抜き記入の別
●令和3年経済センサス-活動調査に合わせて、形式的な変更

6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
●裏面の6項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

1 税込み	2 税抜き
-------	-------

【工業統計調査 甲調査】

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

囲みの欄(9項、10項(土地を除く)、11項、12項、13項)は、上記、8項(「1 税込み」「2 税抜き」)での選択による金額を記入してください。

1 税込み	2 税抜き
-------	-------

人件費及び人材派遣会社への支払額
●令和3年経済センサス-活動調査に合わせて、形式的な変更

6 人件費及び人材派遣会社への支払額 (□□年1月から12月までの1年間)

	金額				
	千	百	十	万	円
(1) 常用雇用者及び有給役員(第1面4欄「この事業所の従業者数」の①+②+③)に該当する者の中から事業所に従事している者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期従業員等)の額					0.000
(2) 常用雇用者(②、③)及び有給役員(①)に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者(⑦)に係る支払額、臨時雇用者(④)に対する給与、送出者(⑥)に対する負担額など					0.000
合計★					0.000

【工業統計調査 甲調査】

7 現金給与総額(年間)

	金額(単位:万円)				
	千	百	十	万	円
常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額					
その他の給与等 常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出させている人に対する負担額など					
現金給与総額(年間) 合計					

変更案

変更前(工業統計調査において対応する調査事項)

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額
 ●令和3年経済センサス-活動調査に合わせて、形式的な変更

7 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費 及び転売した商品の仕入額 (□□年1月から12月までの1年間)		金額					
		兆	千億	百億	十億	億	千円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額						0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)						0,000
電力使用額	電灯用を含み、自家発電は除く						0,000
委託生産費 (外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払うべき加工費又は支払うべき加工費						0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)						0,000
転売した商品の仕入額	□□年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)						0,000
合計★							0,000

【工業統計調査 甲調査】

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び 転売した商品の仕入額 (年間)		金額 (単位:万円)					
		兆	千億	百億	十億	億	千円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額						
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料を含む)						
電力使用額	電灯用を含み、自家発電は除く						
委託生産費	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費						
製造等に関する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)						
転売した商品の仕入額	◎年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+年間転売品仕入額-年末転売品在庫額)						
原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額 (年間) 合計							

工業統計調査 乙調査

●従業者数規模による調査票の配り分けを廃止

(廃止)

【工業統計調査 乙調査】

【公印・契印（省略）】

総統経第 1 2 号
20210225統第2号
令和3年3月5日

総務大臣 殿

総務大臣

経済産業大臣

基幹統計調査の中止について（申請）

下記調査の中止について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

工業統計調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	阿久津 文香 電話:03(5273)1165 e-mail:fakutsu@soumu.go.jp 澤井 未香 電話:03(3501)9945 e-mail:sawai-mika@meti.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称

工業統計調査

2 中止の理由及び時期

工業統計調査は「工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的」とした基幹統計調査であり、明治42年から実施している。

令和2年6月2日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、中間年における経済構造統計の整備の一環として、経済構造実態調査に工業統計調査を包摂することが求められており（別添参照）、今般、「経済構造実態調査」に「工業統計調査」を包摂（「製造業事業所調査」の新設）することを盛り込んだ変更申請を行うため、当該申請に伴い、工業統計調査を中止しようとするものである。

なお、中止の時期としては、経済構造実態調査の変更承認後直ちに中止することとしたい。

3 中止後の措置

上記変更後の「経済構造実態調査」に新設される「製造業事業所調査」の実施により、これまでの工業統計調査の目的は達成されるものとする。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (令和2年6月2日・閣議決定) (抄)

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までには結論を得る。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

甲調査：約60,000事業所

乙調査：約245,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約500,000事業所。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

母集団名簿：準備調査の結果に基づいて作成された工業統計調査名簿

(3) 報告義務者

工業統計調査の報告者となる事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添1及び別添2の「調査票」を参照）

1) 甲調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の消費税の経理処理の状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑩ 有形固定資産
- ⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑫ 製造品の出荷額、在庫額等
- ⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 作業工程
- ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑰ 工業用地及び工業用水

2) 乙調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入

額の合計金額

- ⑩ 製造品出荷額等
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1)⑦、⑨、⑩、⑫(品目別製造品在庫額を除く)、⑬、⑯及び2)⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1)⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)、5の(1)の1)⑫(品目別製造品在庫額)は、年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

- ① 調査員調査(報告者は、i) 前回調査で乙調査の対象であった単独事業所(単独事業所には、本所若しくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。ただし、前回調査以前に郵送調査で実施したものを除く。)及びii) 新たに調査対象となる事業所)

配布：総務省及び経済産業省－都道府県－市町村^(注)－統計調査員－報告者

回収：報告者－民間事業者－総務省及び経済産業省

(注) 市には特別区を含む。以下同じ。

- ② 郵送調査(報告者は、上記①以外の調査対象の事業所)

配布及び回収：総務省及び経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)

1) 準備調査

- ① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。
- ② 準備調査は、別添3に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。

2) 調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の調査員調査の報告者に対し、調査票を

配布^(注)し、民間事業者が回収する方法により行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入手する。

(注) 訪問による対面の配布を原則とする。災害等に起因し、それが困難な場合は、郵送等による配布も可とする。

3) 郵送調査

総務省及び経済産業省が業務を委託した民間事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告者に係る報告内容を入手する。

<民間事業者に委託する主な業務内容>

- ① 郵送調査、オンライン調査、調査票回収対応等の体制整備・管理、調査関係書類作成
- ② 報告者への調査関係書類の配布・調査票の回収・督促等
- ③ 報告者からの照会対応
- ④ 調査票の内容検査・電子データ化
- ⑤ 総務省及び経済産業省における調査票審査の際に生じた疑義に係る報告者への照会

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)(2020年調査以降)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、毎年6月下旬

8 集計事項

別添4「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

工業統計調査速報は、調査実施翌年の3月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表〔概要版〕は、調査実施翌年の5月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、調査実施翌年の12月末までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
準備調査名簿	1年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	2年	経済産業大臣
準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の⑥から⑰まで及び「2)乙調査」の⑥から⑬までに掲げる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添5のとおり。

〇年工業統計調査 工業調査票甲 (◎年実績) (従業者30人以上の事業所用)

経済構造統計基幹統計

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号)

3 他事業所(国内)の有無

4 経営組織

5 資本金額又は出資金額(会社に限る)

6 従業者数 (〇年6月1日現在)

7 現金給与と総額 (年間)

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 (年間)

10 有形固定資産 (単位:万円)

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

12 製造品の出荷額、在庫額等 (単位:万円)

12 ア 品目別製造品出荷額(年間)

12 イ 品目別製造品在庫額(年末現在)

12 ウ 加工賃収入額(年間)

12 エ その他収入額(年間)

13 12のア、ウ、エの合計金額

14 主要原材料名

15 作業工程

16 製造品出荷額等に占める直接輸出の割合(年間)

17 工業用地及び工業用水

18 1日当り水源別用水量

8項での選択)消費税込み)消費税抜き)に对应した金額を記入してください。

12 ア 品目別製造品出荷額(年間)

区分	製造品 (1)		半製品及び仕掛品 (2)		原材料及び燃料 (3)		合計 (1)+(2)+(3)	
	千	百	千	百	千	百	千	百
年 初								
年 末								

12 イ 品目別製造品在庫額(年末現在)

品名	数量		金額(単位:万円)	
	千	百	千	百
01				

★この調査票は、統計調査員が提出していただく。★記入に当たっては、別途配布する調査票の記入の仕方をご参照ください。

★この調査票は、統計法、平成十九年法律第五十三号に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

総務省 経済産業省 政府統計

記入注意 【調査事項の説明】

○=その項目に含まれる数字 ×=その項目に含まれない数字

調査期間 ○年1月～12月

・調査期間が「年間」となっている事項については、○年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。
 ・調査時点が「年初」となっている事項については○年1月1日時点、「年末」となっている事項については○年12月末日時点の数値をご記入ください。
 ・それ以外については、○年9月1日現在の数値をご記入ください。

○年1月1日	年間	○年12月31日	○年6月1日
(年初)	年間	(年末)	5 資本金額又は出資金額
10 有形固定資産（年初現在高）		11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	6 従業者数
11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	7 現金給与総額		17 工業用地
	9 原材料、燃費、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額		
	10 有形固定資産（取得額、除却・売却による減少額、減価償却額）		
	12 製造品の出荷額、在庫額等（ア 品目別製造品出荷額、ウ 加工費収入額、エ その他収入額）		
	13 12のア、ウ、エの合計金額		
	16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合		

※○年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、○年を最も多く含む決算期間（12か月）で記入してください。
 なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

6 従業者数

- ①個人業主及び無給家族従業者**
個人業主とは、個人経営の事業所で、その事業所を営んでいる人を含みます。個人が共同で事業を行っている場合は、そのうち1人を個人業主とし、他の人は「③正社員・正職員としている人」としてご記入ください。
無給家族従業者とは、個人業主の家族で、資金・給与を受けずに、常時従事している人を含みます。
 × 家族であっても、実際に雇用者並みの資金・給与を受けている人は、「常用雇用者」とします。
- ②有給役員**とは、貴事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人を含みます。その事業所の役員を兼ねている場合であっても、貴事業所が役員報酬を支給している場合は、貴事業所の有給役員に該当します。
 × 無給役員は従業者には該当しません。
- ③常用雇用者**とは、期間を定めない、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人を含みます。臨時雇用者などと呼ばれる人でも、この定義に当てはまる場合は「常用雇用者」を含みます。
 (ア) 「③正社員・正職員としている人」には、貴事業所で「正社員」、「正職員」として処遇している人を記入します。一般的に、雇用契約期間に定めがなく、「定年制を含む」、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
 (イ) 「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」には、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人を記入します。
- ④臨時雇用者**には、「常用雇用者」の定義に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人）を記入します。④以外の人パート・アルバイトなどを含みます。
- ⑤合計**には、①～④の合計を記入してください。「⑧出向・派遣受入者」のみの場合は「0」と記入してください。
 (7)送出国)には、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人を記入します。
- ⑨出向・派遣受入者**には、別経営の事業所に籍を置いたまま貴事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者を記入します。
 × 別経営の事業所から業務請負により、貴事業所で働いている人は含まれません。
- この事業所に従事している人の男女別**には、⑥－⑤－⑦＋⑧の値を記入してください。甲調査（従業者30人以上）、乙調査（従業者4～29人）の判断に用います。

7 現金給与総額

- 貴事業所が支払っている給与等（派遣会社への支払額などを含みます）について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない金額を記入してください。
 ○ 貴事業所分として本社が負担している金額
 × **現物支給したものの、事業所負担の社会保険料、非常勤の役員に対する報酬**
 (1) **「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、給与手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」**
 労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与と条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。
 × 出向・派遣受入者に対する支払額 →「その他の給与等項」に記入します。
- 「その他の給与等項」**
 常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額（出向元企業・派遣会社への支払額など）、臨時雇用者に対する給与、出向させられている人に対する負担額などを記入してください。

8 消費税の税込込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

8項での選択（「消費税込み」「消費税抜き」）による金額を記入してください。

- (1) **「原材料使用額」**

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料（委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます）及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます（「購入額を記入するものではありません」）。
 - (イ) 原料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけ記入してください。
 - (ウ) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものも市価に換算して記入してください。
 - (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の石灰、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- 「燃料使用額」**には、貨物運搬用・暖房用も含みます。
 - (ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
 - 「電力使用額」**には、工場の電灯用も含みます。 × **自家発電によるものは含まれません。**
 - 「委託生産費」とは、自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託（「委託生産」もしくは「外注加工」）した場合に支払う加工費をいいます。**支給した原材料又は製品は「原材料使用額」に記入します。
 - 「製造等に関連する外注費」**
「製造原価」（売上原価）に計上した外注費のうち、**当該事業所収入に直接関係する外注費**をいいます。
 ○ 生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包
 ○ 製品に組み込まれるソフトウェアの開発
 ○ 製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理
 ○ 委託生産費 →「委託生産費（外注加工費）」に記入します。
 × 派遣会社への支払額 →「7 現金給与総額（その他の給与等項）」に記入します。
 × 固定資産に計上されるもの
 × 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝など管理・販売関係の外注費
- 「転売した商品の仕入額」とは、調査期間中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額**を含みます。【計算式】 年初転売品在庫額－年間転売品仕入額－年末転売品在庫額

10 有形固定資産

- 貴事業所が所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む）の帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。
- 「年初現在高」**には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計（建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品の合計）」の両方を、それぞれ記入してください。なお、帳簿価額は、▲年までの減価償却累計額を取得価額から差し引いた純額になります。
 - 「取得額」**
 (ア) 購入、建設、自家製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替え、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。
 (イ) ○ 増設、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合
 × 資産の再評価によって固定資産の帳簿価額が増加した場合
 - 「除却・売却による減少額」**には、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を記入します。「土地」と「有形固定資産計（土地を除く）」に区分して記入してください。土地の減損分は含みません。
 - 「減価償却額」**には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てた金額を記入してください。**「減価償却額」がない場合は、「0」を記入してください。**
 - 「建物、構築物」**
 (ア) 建物には、工場、事務所のほか、貴事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他事業用の用に供している資産（構外のものを含む）並びに貯水設備を含めてください。
 (イ) 構築物には、ドック、橋、半壁、さん橋、軌道、防風土庫、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
 (6) **「建設仮勘定」**を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。ただし、有形固定資産以外のもの（例えば、ソフトウェアなどの無形固定資産など）及び土地については除いてください。

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- 帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- 「在庫額」**には、貴事業所が製造等のために所有するもの（他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給している原材料を含みます）を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び加工した製品（受託生産品）、仕入れて又は受け取った、そのまま販売するもの（転売品）は、含めないでください。
 - (2) 製品が多い貴事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

12 製造品の出荷額、在庫額等

- 8項での選択（「消費税込み」「消費税抜き」）による金額を記入してください。
- 「製造品」**には、**部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入**してください。
 - 「製造品名」**「賞加工品名」、「その他収入の種類名」、「番号」、「数量単位数」などの記入に当たっては、調査票と同時に配布した「商品分類表」によって記入してください。
 - 調査票欄に書ききれないときは、調査票と同時に配布した「調査票の記入の仕方」にある補助用紙を使用してください。その際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず貴事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工費収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。
- 「ア 品目別製造品出荷額」**
 (ア) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、たばこ地方税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ金額を記入してください。
 (イ) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に**支給して製造加工させてそのまま出荷したものの（委託生産品）も含みます。**
 (ウ) 転売品は、ここには含めないで、「エ その他収入額」中に「転売収入」として記入してください。
 - (エ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
 (オ) **同一企業に属する他の事業所へ引き渡した物も含みます。**なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。
 - (カ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したものの（製造直販）はここを含めてください。ただし、製造して構内の店舗で消費者に販売したもの（製造小売）は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「製造小売収入」として記入してください。

- (キ) 出荷額は、工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他積除いた金額で記入**してください。
- (ク) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「ア 品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「エ その他収入額」に「建設費収入」として、保守・点検の代金は「エ その他収入額」に「学術研究」、専門・技術サービス業として、それぞれそれぞれ区分して記入してください。
- 「イ 品目別製造品在庫額」**
 (ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
 (イ) 半製品及び仕掛品は含めないでください。
- 「ウ 加工費収入額」**には、他企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に加工費を**して調査期間中に引き渡したものに**対して受け取ったもしくは受け取るべき加工費を記入してください。
- 「エ その他収入額」**
 (ア) 「ア 品目別製造品出荷額」及び「ウ 加工費収入額」**以外の収入**を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は含めないでください。
 (イ) **「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」は、ここに記入**してください。
 (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空用原動機のオーバーホールなどは、「修理料収入」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入額」に記入してください。
 (ウ) **転売品の販売収入**は「転売収入」として**ここに記入**してください。
 (エ) 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに記入してください。

14 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

15 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び賞加工品のうち、主なものについて、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちの製法によって異なるか、また、機械によっているか、手作業によっているかを、要点を明確に記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、貴事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものを行い、商社その他企業を経由して輸出したものを除きます。「13 12のア、ウ、エの合計金額」に占める直接輸出額の割合を**小数点第2位**まで記入してください。

17 工業用地及び工業用水

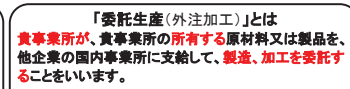
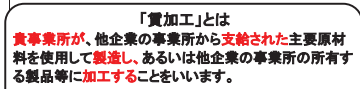
- 「ア 事業所敷地面積」**
 (ア) **「敷地面積」**には、貴事業所で使用（賃借を含む）、している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などの敷地の面積で、道路（公道）、塀、柵などにより、明確に区別される場合はこれらのある敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
- 「工業用水」とは、貴事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいいます。 「1日当り用水量」とは、調査期間中の1年間に、貴事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。**
- 「イ 1日当り水源別用水量」**
 (ア) **「公共水道」**には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
 (イ) **「4 その他の淡水」**には、公共水道、井戸水、回取水のいずれにも属さないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷又は旧河川敷において集水堰きよによって取水する水（伏流水）、農業水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

備考欄

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、▲年1比べて著しく数値が多い又は小さい場合（例えば2倍以上又は1/2以下の場合）には、その理由を記入してください。

「転売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
 ・そのままとは、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
 ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。



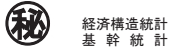
・貴事業所が賞加工を行って受け取った加工費が「加工費収入」となります。
 ・委託生産のために貴事業所が支払った加工費が「委託生産費」となります。
 ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。

〇年工業統計調査 工業調査票乙(〇年実績)

(従業者29人以下の事業所用)

Table with 2 columns: 票群, 票番

Table with 3 columns: 市区町村番号, 調査区番号, 工業調査事業所番号



経済構造統計 基幹統計

この調査票は、統計調査員又は市区町村、〇欄は市区町村又は都道府県で記入します。

Main form sections 1-11: 1 事業所の名称及び所在地, 2 本社又は本店の名称及び所在地, 3 他事業所(国内)の有無, 4 経営組織, 5 資本金額又は出資金額, 6 従業者数, 7 現金給与と総額, 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別, 9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額

Main form sections 10-13: 10 製造品出荷額等, 11 10のA、イ、ウの合計金額, 12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合, 13 主要原材料名及び簡単な作業工程

この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき統計作成の目的以外には使用されません。

経済産業省



政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に努めます。

乙〇年

乙〇年

補助用紙

「10 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。
 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

8項での選択「消費税込み」「消費税抜き」に応じた金額を記入してください。

10 製造品出荷額等														
ア 品目別製造品出荷額(年間)(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)														
⊗	番	号	製	造	品	名	数	量	金 額 (単位:万円)					
									千	百	十	億	千	百

イ 加工賃収入額(年間)														
⊗	番	号	賃	加	工	品	名	金 額 (単位:万円)						
								千	百	十	億	千	百	十
		9												
		9												
		9												
		9												
		9												
		9												
		9												

ウ その他収入額(年間)														
⊗	番	号	そ	の	他	収	入	の	種	金 額 (単位:万円)				
										千	百	十	億	千
		0	0	0	0									
		0	0	0	0									
		0	0	0	0									

事業所の名称

・調査期間が「年間」となっている事項については、◎年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。
 ・それ以外については、○年6月1日現在の数値を記入してください。
 ※◎年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、◎年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。

「転売品」とは
「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。
 ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
 ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
 ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは
貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。
 ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。

```

    graph LR
      A[他企業の事業所] -- "「加工賃収入額」に記入" --> B[貴事業所]
      B -- "原材料など" --> C[製造・加工]
      C -- "製品・加工品など" --> A
    
```

「委託生産(外注加工)」とは
貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。
 ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
 ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。

```

    graph LR
      A[貴事業所] -- "「委託生産費」に記入" --> B[他企業の事業所]
      B -- "原材料など  
「原材料使用額」に記入" --> C[製造・加工]
      C -- "製品・加工品など  
「製造品出荷額」に記入" --> D["(出荷)"]
      D --> A
    
```


○市区郡名	○区町村名



経済構造統計
基幹統計

○年工業統計調査

工業調査準備調査名簿

○市区町村番号	◎調査区番号	○整理番号

○1 工業調査事業所番号 甲 及 び 乙	2 事業所名 営業上用いられている名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。	3 事業所所在地 都道府県名及び市区名（郡部の場合は町村名）を除き、以下番地、○○ビルまで詳細に記入してください。	4 主要製品名 製造品又は賃加工品名の主なものを記入（商品分類表★印の品目名及び番号）してください。		5 従業者数 （臨時雇用者を除く） （送出处を除く）	6 調査票の種別 甲 乙 乙 1 2	7 事業所の異動状況 該当するものを○で囲んでください。		8 備考
			◎番号	品 目 名			新 規	削 除	
		TEL — — 〒				甲 乙 乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL — — 〒				甲 乙 乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL — — 〒				甲 乙 乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL — — 〒				甲 乙 乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL — — 〒				甲 乙 乙 1 2	1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	

- ◎印欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村で記入してください。
- 従業者数は、「この事業所に従事している人の男女計」を記入してください。
- 調査票の種別欄は従業者数4～29人の事業所は「乙1」、従業者数1～3人の事業所は「乙2」に○をつけてください。
- 事業所数は名簿の1枚目に記入してください。
- 調査員氏名欄は各業ごとに記入（押印でも可）してください。
- 調査区番号又は市区町村番号に変更があった場合には、備考欄に旧番号を記入してください。
- 同一市区町村内事業所の異動は、事業所の異動状況欄の「調査区移動」に○をつけてください。

◎事業所数 合 計	◎ 甲	◎ 乙		◎ う ち 休 業		調査員氏名	
		乙 1	乙 2	甲	乙 1		乙 2
		4～29人	1～3人		4～29人		1～3人

工業統計調査 集計事項一覧

工業統計調査速報集計

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○
地域 区分	全 国		○	○	○	○
	都 道 府 県				○	○
分類 事項	産 業 分 類			中		
	時 系 列	10年			○	
集 計 事 項	事 業 所 数		○	○	○	
	従 業 者 数		○	○	○	
	現 金 給 与 総 額		○	○		
	原 材 料 使 用 額 等		○	○		
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○	○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○	
	有 形 固 定 資 産		○ ¹⁾	○ ¹⁾		
	年 末 在 庫 合 計 額			○ ¹⁾		
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾		
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾		
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾			
主産業の概況(1～3位)						○

1) 従業者30人以上の事業所に限る。

I 産業別統計表[概要版]

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表
対象	従業者4人以上の事業所		○		○
	従業者30人以上の事業所			○	
地域 区分	全 国		○	○	○
	都 道 府 県				○
分類 事項	産 業 分 類		細 小 中	細 小 中	中
集 計 事 項	事 業 所 数		○		○
	従 業 者 数		○		○
	現 金 給 与 総 額		○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○		○
	製 造 品 出 荷 額 等		○		○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○		○
	有 形 固 定 資 産			○	
	年 末 在 庫 合 計 額				
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○	
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 価 額			○	
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○		

II 確報集計

1) 産業別統計表

集計事項等		結果表番号							
		第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 2-(3) 表	第 3 表	第 4 表
対 象	従業者3人以下の事業所								
	従業者4人以上の事業所	○			○	○		○	
	従業者4人～29人の事業所			○					
	従業者30人以上の事業所		○					○	○
地域 区分	全 国	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県								
	大 都 市								
分類 事項	産 業 分 類	中 小 細	中 小 細	中 小 細	中	中 小 細	中	中 小 細	中
	従 業 者 規 模				○ ¹⁾	○	○		
	資 本 金 規 模							○	
	時 系 列	5年	5年	5年		5年	5年		
集 計 事 項	事 業 所 数	○	○	○	○	○	○	○	○
	従 業 者 数	○	○	○	○	○		○	
	現 金 給 与 総 額	○	○	○	○	○		○	
	原 材 料 使 用 額 等	○	○	○	○	○		○	
	有 形 固 定 資 産		○					○	
	製 造 品 在 庫 額、半製品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額		○					○	
	製 造 品 出 荷 額 等	○	○	○ ²⁾	○	○		○	
	生 産 額		○			○			
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下※ は粗付加価値額)	○	○		○	○			
	粗 付 加 価 値 額		○	○				○	
	事 業 所 敷 地 面 積								○
1 日 当 た り 水 源 別 用 水 量								○	

1) 10区分

2) 内訳を表章

2) 品目別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 1-(4) 表	第 1-(5) 表	第 1-(6) 表	第 1-(7) 表	第 1-(8) 表	第 2 表	第 3-(1) 表	第 3-(2) 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所								○				
地域 区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県		○	○	○								○
分類 事項	産 業 分 類			中			細	細	中		中	中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	従 業 者 規 模					○							
	資 本 金 規 模									○			
集計 事項	時 系 列		5年	5年									
	産 出 事 業 所 数		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	品 目 別 出 荷 額		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	品 目 別 在 庫 額								○				
	在 庫 数 量								○				
産 出 率						○	○						

1) 賃加工品目

2) 製造業以外の品目

3) 地域別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) ① 表	第 1-(1) ② 表	第 1-(2) ① 表	第 1-(2) ② 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 3 表
象対	従業者4人以上の事業所		○	○				○		○
	従業者4人～29人の事業所						○			
	従業者30人以上の事業所				○	○			○	
地域区分	全 国		○	○	○	○	○		○	
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村									○
	大 都 市		○	○	○	○	○			
分類事項	産 業 分 類			中	中	中	中	細		
	従 業 者 規 模		○		○ ¹⁾		○ ¹⁾			
	時 系		5年	5年	5年	5年	5年			
集計事項	事 業 所 数		○	○	○		○	○	○	○
	従 業 者 数		○	○	○		○	○		○
	現 金 給 与 総 額		○	○	○		○	○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○	○	○		○	○		○
	有 形 固 定 資 産					○				
	製 造 品 在 庫 額、半 製 品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額					○				
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○		○	○		○
	生 産 額				○					
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○			○		
	粗 付 加 価 値 額						○			○
	事 業 所 敷 地 面 積								○	
1 日 当 た り 水 源 別 用 水 量								○		

1) 事業所数のみ表章

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1) 調査範囲からの除外

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区を含む。）及び都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの区域に含まれる調査区。

- ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域。
- ② 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域のうち帰還困難区域。

(2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、地域の実状を勘案し別途総務大臣及び経済産業大臣が定める方法により調査するものとする。

2 変更する期間

本変更は調査実施年を平成31年とする調査以降の対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

工業統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的としている。

調査の結果は、中小企業等経営強化法の運用、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2. 他調査との重複

製造業の活動を把握することを目的とした統計調査は工業統計調査の他には、経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）があるが、経済センサス - 活動調査の対象となる年は工業統計調査は実施しておらず、工業統計調査で必要となる事項は経済センサス - 活動調査によって把握することとしている。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を毎年5月下旬までに登録する。

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

- ◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料
- ◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料
- ◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料
- ◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料
- ◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料
- ◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

- ◆産業連関表、国民経済計算（SNA）等の基礎資料
- ◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆県民経済計算等の基礎資料
- ◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料
- ◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

- ◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料
- ◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団